

家内労働旬間 5月21日～31日

家内労働旬間を迎えて

家内労働における

化学物質ばく露による健康障害を懸念

愛知労働局長

新宅友穂



現在、愛知県内には、繊維工業、電気機械器具製造業、ゴム製品製造業等の製造加工業務に約9900人の家内労働者が従事しています。愛知県の家内労働者数は全国で最も多いのですが、前年と比べて約970人の減少となっております。

その要因を考えますと、長期的には、女性の社会進出に伴い家内労働を行う女性の減少、家内労働者の高齢化・後継者不足による廃業が考えられますが、さらに大きな要因

としては、アジア諸国の生産活動に伴うインフラの整備・改善と欧州の債務危機の長期化、生産コスト面等から、中国・東南アジア、インド等の途上国へ、大手企業、さらに中堅中小企業も国内から生産拠点を移していることが考えられます。

このように、家内労働者を取り巻く厳しい状況の中で、委託事業場の閉鎖、委託の打ち切り、工賃不払、工賃の下落等が憂慮されるところであります。また、最近では、家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露による健康障害も懸念されています。

当局では、これまで家

内労働者の労働条件の向上と生活の安定に資するため、種々の施策を講じてまいりましたが、家内労働者の健康管理を含む適正な労働条件を確保することは、これまでも増して重要な課題となっております。

このため、当局では、本年も5月21日から同月31日までを「**家内労働旬間**」として、各種の広報活動等を通じて、家内労働手帳の交付による委託条件の明確化及び適正な工賃の支払いの確保、化学物質のばく露防止対策等の周知徹底を図ることとしております。

また、高収入の仕事があるという広告に誘われて申し込んだところ、さ

まざまな名目で高い費用を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違っていたというような、いわゆる「インチキ内職」による被害も跡を絶ちません。これらの被害防止のための広報も併せて実施している

ところです。
この旬間を契機に、家内労働者の労働条件の向上、健康管理及び生活の安定が一層促進されますよう関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

家内労働旬間が実施されます

愛知労働局賃金課

愛知労働局では、本年も5月21日(火)から5月31日(金)までの間、家内労働旬間を実施します。

☆委託者は、

- ◎家内労働者に「家内労働手帳」を交付して、委託条件を明確にしましょう。
- ◎「最低工賃」を守りましょう。
- ◎家内労働による災害の防止に努めましょう。
- ◎「委託状況届」を提出しましょう。
- ◎胆管がんとの関連が指摘された1,2-ジクロロプロパンについては、可能な限り家内労働者に譲渡・提供しないようにしましょう。

☆家内労働者は、

- ◎委託者から「家内労働手帳」を受け取り、記入事項を確認しましょう。
- ◎家内労働による災害を防止するため、機械器具等の点検を実施しましょう。
- ◎委託者が交付する危害防止のための書面を作業場内に掲示し、注意事項を守るようにしましょう。

☆これから内職を希望する人は、

- ◎うまい話にはご用心。『インチキ内職』の被害に遭わないように注意しましょう。